

# 欧州ビジネスガイド

2018年4月



**三井住友銀行**  
グローバル・アドバイザリー部

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できると思われるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部の引用、複写、転送、開示をされることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

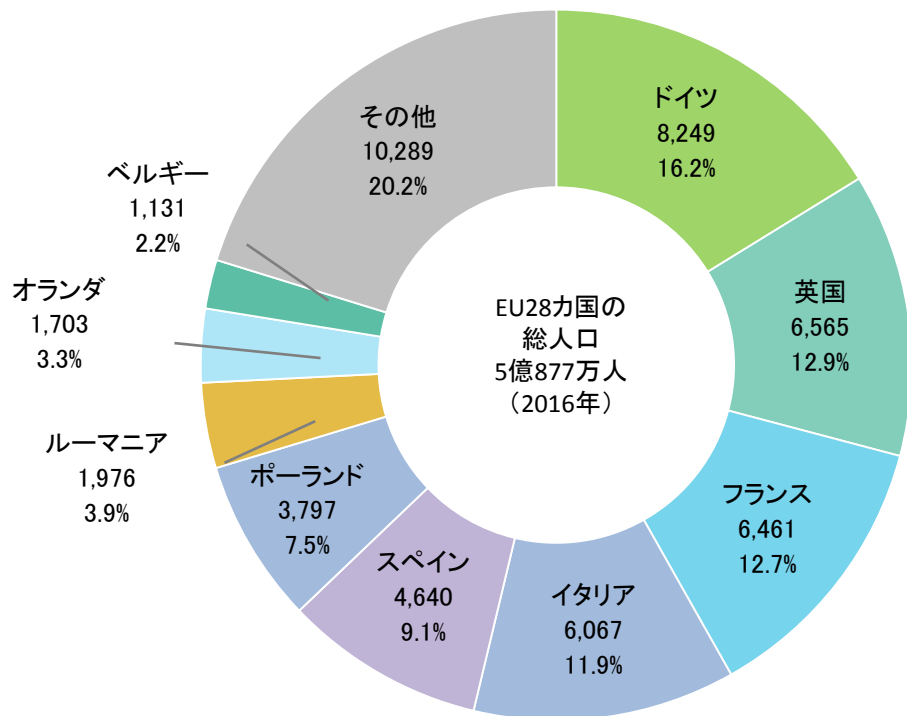
Global Advisory  
Department

LEAD THE VALUE

1. 基本情報	.....	2
2. 概要		
2.1 特徴	.....	5
2.2 巨大なEU域内市場	.....	6
2.3 発達した物流インフラ	.....	7
(参考) 地域統括拠点設立としての比較	.....	8
3. 投資関連コスト	.....	10
4. 欧州諸国の主要経済指標	.....	11
(参考) 各国の税制比較	.....	15
(参考) EUの概要	.....	21
(参考) EUの通商政策	.....	22
(参考) 日本企業の進出動向	.....	23

# 1. 欧州主要国 基本情報(1/3)

## EUの人口(2016年)



(出所)IMF「World Economic Outlook」2017年10月版

(注1)EU非加盟国のスイスの人口は833万人。



(出所)外務省

(注2)以下、本資料では、ドイツ・英国・フランス・イタリア・スペイン・オランダ・ベルギー・ポルトガル・スイス・アイルランド・ルクセンブルクの11カ国を「欧州主要国」とする。

# 1. 欧州主要国 基本情報(2/3)

Information Only

国名	ドイツ (Federal Republic of Germany)	英国 (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)	フランス (French Republic)	イタリア (Republic of Italy)	スペイン (Spain)	オランダ (Kingdom of the Netherlands)
面積	35.7(万Km <sup>2</sup> )	24.3(万Km <sup>2</sup> )	54.4(万Km <sup>2</sup> )	30.1(万Km <sup>2</sup> )	50.6(万Km <sup>2</sup> )	4.2(万Km <sup>2</sup> )
人口 (増減率) (在留邦人数)(注1)	8,249(万人) (0.5%) (44,027人)	6,565(万人) (0.7%) (64,968人)	6,461(万人) (0.5%) (41,641人)	6,067(万人) (0.2%) (13,808人)	4,640(万人) (▲0.1%) (8,023人)	1,703(万人) (0.4%) (8,136人)
名目GDP	34,792(億ドル)	26,292(億ドル)	24,665(億ドル)	18,507(億ドル)	12,326(億ドル)	7,775(億ドル)
一人当たり 名目GDP	42,176(ドル/人)	40,050(ドル/人)	38,178(ドル/人)	30,507(ドル/人)	26,565(ドル/人)	45,658(ドル/人)
通貨	ユーロ	ポンド	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
首都	ベルリン	ロンドン	パリ	ローマ	マドリッド	アムステルダム
主要言語	ドイツ語	英語	フランス語	イタリア語	スペイン語 (バスク語、カタルーニャ語、ガリシア語、バレンシア語、アラン語)	オランダ語
宗教	主にキリスト教	英国国教等	キリスト教、 イスラム教、 ユダヤ教	キリスト教、 ユダヤ教、 イスラム教、仏教	主にキリスト教	キリスト教、 イスラム教、 その他
政体	連邦共和制	立憲君主制	共和制	共和制	議会君主制	立憲君主制
元首	フランク＝ヴァルター・ シュタインマイヤー大 統領	女王エリザベス 二世陛下	エマニュエル・マクロン 大統領	セルジョ・ マッタレッラ 大統領	フェリペ6世国王	ウィレム・ アレキサンダー 国王
首相	アンゲラ・メルケル	テリーザ・ メイ	エドゥアール・フィリップ	パオロ・ ジェンティローニ(注2)	マリアノ・ラホイ・ ブレイ	マルク・ルッテ
議会	二院制	二院制	二院制	二院制	二院制	二院制

(出所)外務省「海外在留邦人数調査統計」平成28年10月1日現在、外務省「国・地域」、IMF「World Economic Outlook」2017年10月版

(注1)人口、名目GDP、一人当たりGDP:2016年の数値。人口増減率:2011～2016年の年平均増減率。(注2)2018/3/25時点で、3/4総選挙結果を受けた連立協議中。

# 1. 欧州主要国 基本情報(3/3)

Information Only

国名	ベルギー (Kingdom of Belgium)	ポルトガル (Portuguese Republic)	スイス (Swiss Confederation)	アイルランド (Ireland)	ルクセンブルク (Grand Duchy of Luxembourg)
面積	3.1(万Km <sup>2</sup> )	9.2(万Km <sup>2</sup> )	4.1(万Km <sup>2</sup> )	7.3(万Km <sup>2</sup> )	0.26(万Km <sup>2</sup> )
人口 (増減率) (在留邦人数)(注)	1,131(万人) (0.6%) (5,707人)	1,033(万人) (▲0.4%) (598人)	833(万人) (1.1%) (10,614人)	470(万人) (0.5%) (2,182人)	58(万人) (2.4%) (640人)
名目GDP	4,666(億ドル)	2,046(億ドル)	6,690(億ドル)	3,044(億ドル)	600(億ドル)
一人当たり 名目GDP	41,248(ドル/人)	19,821(ドル/人)	80,346(ドル/人)	64,782(ドル/人)	104,095(ドル/人)
通貨	ユーロ	ユーロ	スイスフラン	ユーロ	ユーロ
首都	ブリュッセル	リスボン	ベルン	ダブリン	ルクセンブルク
主要言語	オランダ語、 フランス語、ドイツ語	ポルトガル語	ドイツ語、フランス語、 イタリア語、 ロマンシュ語	アイルランド語、 英語	ルクセンブルク語、 フランス語、ドイツ語
宗教	主にキリスト教	主にキリスト教	主にキリスト教	主にキリスト教	主にキリスト教
政体	立憲君主制	共和制	連邦共和制	立憲共和制	立憲君主制
元首	フィリップ国王	マルセロ・ヌノ・ドゥアルテ・ レベロ・デ・ソウザ大統領	ドリス・ロイトハルト大統領	マイケル・D・ヒギンズ 大統領	アンリ大公
首相	シャルル・ミシェル	アントニオ・ルイス・サントス ・ダ・コスタ	なし	レオ・ヴァラッカー	グザヴィエ・ベッテル
議会	二院制	一院制	二院制	二院制	一院制

(出所) 外務省「海外在留邦人数調査統計」平成28年10月1日現在、外務省「国・地域」、IMF「World Economic Outlook」2017年10月版

(注) 人口、名目GDP、一人当たりGDP: 2016年の数値。人口増減率: 2011~2016年の年平均増減率。

## 2.1. 特徴

- ◆ 欧州各国は、1952年のECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)設立以降統合を推進し、今日の欧州連合(EU)の単一市場に発展。
- ◆ しかしながら、EU統合の過程において、欧州債務危機、英国のEU離脱、中東・北アフリカからの難民問題、各国でのEU懐疑政党の勢力拡大など、各種問題が発生しており、統合深化に不確実性が高まっている状況。

### 1. 巨大なEU域内市場

- (1)人口・経済ともに大規模な経済共同体を形成し、世界のGDPの2割強を占める。
- (2)世界全体の個人消費の約20%を占め、上位10カ国の内、4カ国が欧州。

### 2. 発達した物流インフラ

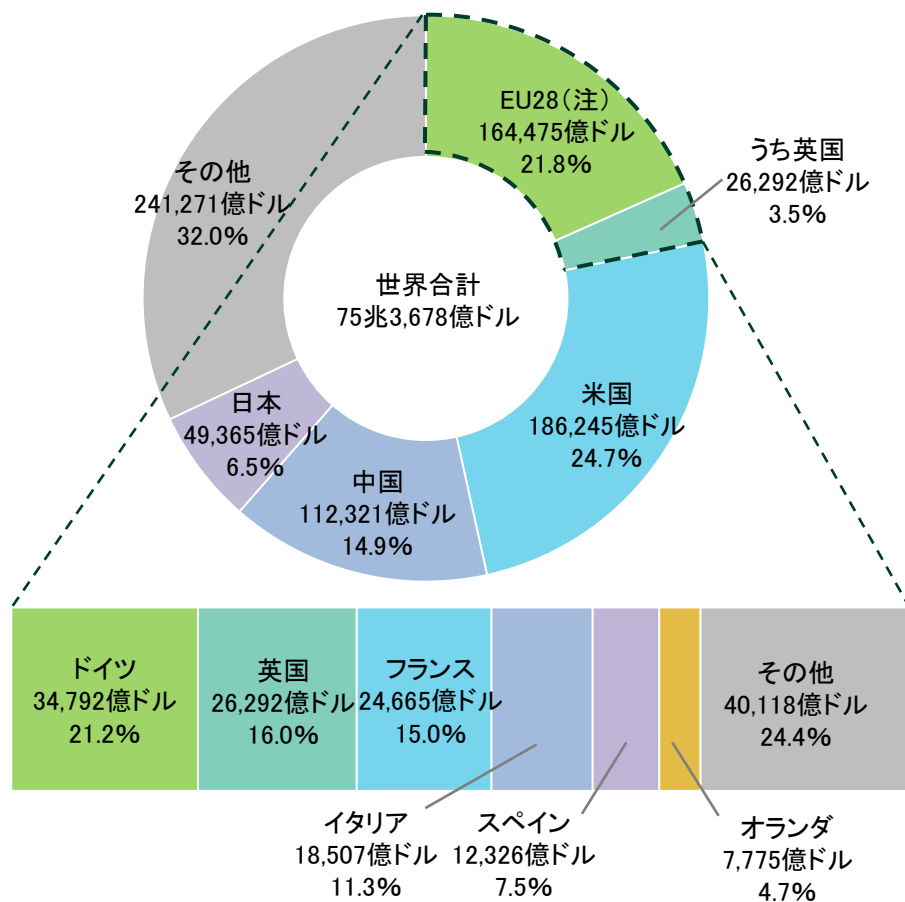
- (1)物流インフラは国際的にも評価が高く、優れた貿易環境を維持している。
- (2)大規模な空港・港湾・陸路などが各地に整い、欧州主要都市と世界各国をむすぶ。
- (3)ドイツは、航空輸送では欧州最大級のフランクフルト空港とライプツィヒ・ハレ空港、海上輸送ではハンブルク港を有する。
- (4)オランダは、欧州最大のロッテルダム港、および欧州の主要空港であるアムステルダム空港を有する。

### 3. ビジネスに優れた環境

- (1)政治・経済が比較的安定しており、法制度も透明性が高い。また、企業にとって魅力ある税制を備えている国が多い。
- (2)高度なスキルを持った生産性の高い人材が世界各国から集まっている。

## 2.2. 巨大なEU域内市場

### 世界とEUの名目GDPの内訳(2016年)



(出所)IMF「World Economic Outlook」2017年10月版

(注)「EU28」は、EUに加盟する、以下28カ国の合計を示す。

ドイツ・英国・フランス・イタリア・スペイン・オランダ・ベルギー・オーストリア・ルクセンブルク・ブルガリア・チェコ・デンマーク・エストニア・アイルランド・ギリシャ・クロアチア・キプロス・ラトビア・リトアニア・ハンガリー・マルタ・ポーランド・ポルトガル・ルーマニア・スロベニア・スロバキア・フィンランド・スウェーデン

### 個人消費規模(2016年)

順位	国名	個人消費 (億米ドル)	人口 (百万人)	一人当たり (千ドル)
1	米国	128,207	323	40
	EU合計	92,385	508	18
2	中国	44,124	1383	3
3	日本	27,596	127	22
4	ドイツ	18,521	82	22
5	英国	17,422	66	27
6	フランス	13,638	65	21
7	インド	13,285	1300	1
8	ブラジル	11,496	206	6
9	イタリア	11,311	61	19
10	カナダ	8,919	36	25

(出所)国際連合ウェブサイト「National Accounts Main Aggregates Database」、IMF「World Economic Outlook」2017年10月版

## 2.3. 発達した物流インフラ

### 欧州各国の貨物取扱量比較

【陸路】貨物道路輸送量(2016年、参考値は2015年)

順位	国名	貨物輸送量 (百万トンkm)	
1	ドイツ	315,774	
2	ポーランド	290,749	
3	スペイン	216,997	
4	英国	176,678	
5	フランス	155,843	
参考	世界1位	中国	5,795,570
参考	世界2位	米国	2,990,197

【海路】港湾コンテナ取扱量(2016年)

順位	港湾名(国名)	貨物輸送量(千TEU)	
1	ロッテルダム港(オランダ)	12,385	
2	アントワープ港(ベルギー)	10,037	
3	ハンブルク港(ドイツ)	8,910	
4	ブレーマーハーフェン港(ドイツ)	5,535	
5	アルヘシラス港(スペイン)	4,761	
参考	世界1位	上海港(中国)	37,133
参考	世界2位	シンガポール港(シンガポール)	30,904

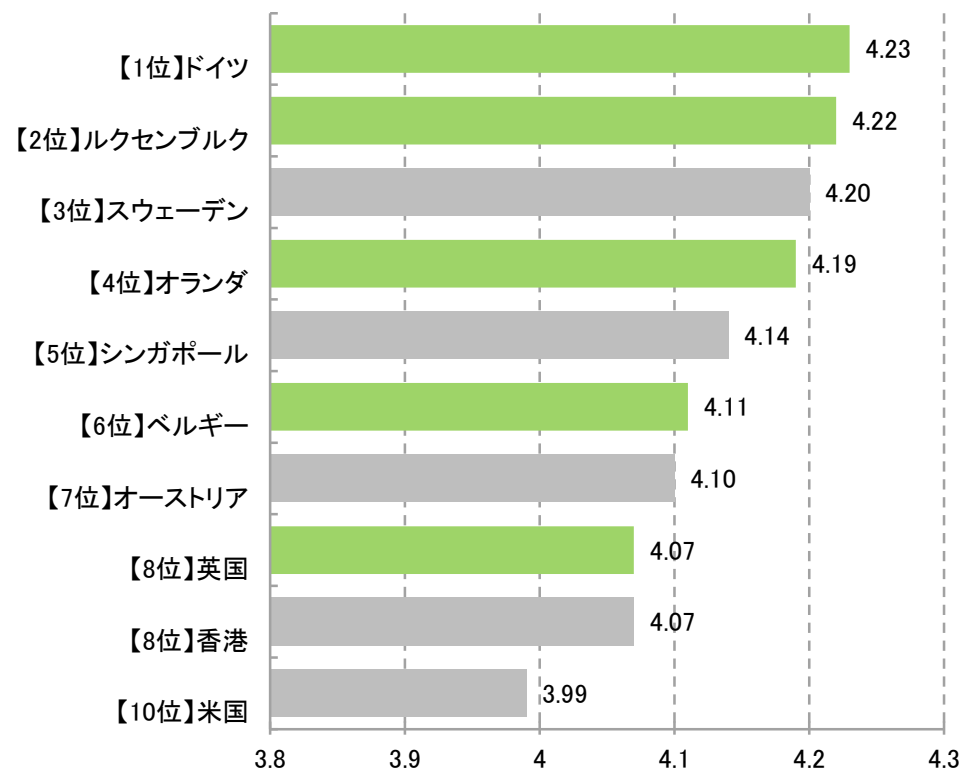
【空路】航空貨物取扱量(2016年)

順位	空港名(国名)	貨物輸送量(千トン)	
1	シャルル・ドゴール空港(フランス)	2,221	
2	フランクフルト空港(ドイツ)	2,111	
3	アムステルダム空港(オランダ)	1,771	
4	ヒースロー空港(英国)	1,638	
5	ライプツィヒ・ハレ空港(ドイツ)	1,045	
参考	世界1位	香港空港(中国)	4,881
参考	世界2位	メンフィス空港(米国)	4,307

(出所)Eurostat、OECD Data、IAPH「World Container Traffic Data 2017」、ACIウェブサイト

### 国際物流競争力(LPI)比較(2016年版)

【上位10カ国、欧州主要国は緑色で表示】



#### 【調査概要】

- ・160カ国について調査。
  - ・評価項目は右記の通り。
- 6項目の総合評価により順位を決定。

#### (評価項目)

- ①出港手続の効率性
- ②港湾・鉄道等インフラの質
- ③コスト
- ④ロジスティックサービスの質
- ⑤荷送状況の追跡可能性
- ⑥目的地への期日内出荷

(出所)世界銀行「International LPI」



# (参考) 地域統括拠点設立候補としての比較(1/2)

Information Only

項目	英国	オランダ	スイス	アイルランド
特徴	規模・専門性ともに世界最大級の金融センターを保有しているが、EU離脱による影響を注視する必要あり。	欧州最大の港であるロッテルダム港を有する等、物流拠点としての利便性が高い。	金融・製造業・製薬業・医療・バイオテクノロジー・IT等の多国籍企業が集積。	魅力的な税制整備により、多国籍企業の誘致を図る(法人税の実効税率12.5%は、OECD諸国中、ハンガリーに次ぎ2番目に低い税率)。
締結条約	127カ国	91カ国	92カ国	72カ国
優遇制度	<b>資本参加免税</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受取配当100%益金不算入。</li> <li>● 英国居住会社の場合は不算入の一定の条件を満たす必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受取配当100%益金不算入(但し、持株比率5%以上等、資本参加免税制度の条件を満たす場合)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受取配当は通常所得として課税されるが、税額控除として連邦税から一定の算式により計算した金額が控除される(持株比率10%以上もしくは投資金額100万スイスフランが要件)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国企業(EU加盟国やOECDの条約批准国: 大半が該当)かつ取引所得から発生する場合は受取配当12.5%課税。その他の場合の配当金には25%課税。</li> </ul>
	<b>損益通算</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 英国では連結納税制度は設けられていないが、75%以上の資本関係がある法人間において、損失と利益の相殺が認められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 95%以上の直接および間接の資本関係のある法人間において損益通算が認められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 付加価値税を除き、連結納税制度は設けられていない。各企業は個別の納税者として扱われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 75%以上の直接および間接の資本関係があるEU内の法人間である等、一定の条件を満たす場合、損益通算が認められる。</li> </ul>

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017年版」、ジェトロウェブサイト「国・地域別情報」

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

# (参考) 地域統括拠点設立候補としての比較(2/2)

Information Only

項目	英国	オランダ	スイス	アイルランド
研究開発への奨励	<p><b>研究開発資本控除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発の実施にかかる費用およびそのための施設については、資本控除で100%の損金算入が認められる。</li> </ul> <p><b>研究開発減税</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の規模(中小企業または大企業)によって税率が異なる。</li> </ul>	<p>研究開発(技術的・科学研究、新技術を用いた製品または生産プロセスの開発、新技術を用いたソフトウェアの開発など)を行う企業に対して、賃金税および社会保険料の一部を控除。</p>	<p>州税への導入が検討されている。</p>	<p>適格な研究開発費について25%の税額控除。</p>
優遇制度	<p>特許等知的財産から生じる適格収入について、10%の軽減法人税率を適用。</p>	<p>企業が独自に開発し特許を取得、もしくは、WBSO認定を受けた無形資産からの利益については実効税率7%で課税。</p>	<p>州税への導入が検討されている。</p>	<p>2016年1月以降、2021年1月以前に開始する会計年度において、特許および著作権から生じる適格な利益について6.25%の軽減法人税率が適用(Knowledge Development Box 制度)。</p>
その他優遇	<p>画期的な新技術の開発に向けた助成や特定の地域、分野における投資優遇措置は、英国企業と同様に外資も利用可能。</p>	<p><b>原材料・資本財輸入に対する特典</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の保税倉庫のほか、自主管理保税倉庫制度(タイプE保税倉庫)があり、オランダ国内であれば容易に保税措置を受けることができる。</li> </ul> <p><b>事前税務裁定制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前交渉により、減価償却等への税制優遇措置を取得可。</li> </ul>	<p>連邦レベルと州・地方自治体レベルでの優遇措置あり。多くの州・地方自治体では設立後10年以内をめぐりに法人税の全額または一部免税などが行われる。 (持ち株会社優遇の州税制の廃止を含む税制改革法案(Tax Proposal 17)が検討されている。2020年以降発効見込み。)</p>	<p>2018年12月以前に設立されたスタートアップ企業について、一定の範囲での免税制度が設けられている。</p>

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017年版」、EYウェブページ、ジェトロウェブサイト「国・地域別情報」他

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

### 3. 投資関連コスト

Information Only

#### 賃金水準(2017年、月額(ドル))(注1)

項目 (調査都市)	ドイツ (デュッセルドルフ)	英国 (ロンドン)	フランス (パリ)	イタリア (ミラノ)	スペイン (バルセロナ)	オランダ (アムステルダム)	ベルギー (ブリュッセル)	スイス (ジュネーブ)	
ワーカー (一般工)	4,365	2,612	2,603~3,042	2,370	1,496~2,958	2,681~2,984	3,493	5,870	
エンジニア (中堅技術者)	6,211	4,579	4,458~5,945	4,953~5,944	2,968~4,435	4,065~4,947	5,872	7,824	
中間管理職 (課長クラス)	10,294	6,262	7,141	4,458~5,448	2,908~8,292	6,122	8,136	9,561	
法定最低賃金	11(時間) (注2)	25歳以上: 2,015	1,760	1等級:1,515 8等級:2,777	842	1,861	1,858	-	
社会保障	雇用者 負担率	20.725%	13.8%	40.9%	31.28%	29.9%	18.47%	30.45~32.18%	16.416%
	被雇用者 負担率	20.325%	12.0%	21.64%	9.49%	6.35%	27.65%	13.07%	14.466%
インフラ 関連	電気料金 (業務用)	月額:15 1kWh:0.26	月額:- 1kWh:0.10	月額:43 1kWh:0.18	月額:103 1kWh:0.086	月額:4.62 1kWh:0.13	月額:146 1kWh:0.18~0.21	月額:4.79~20 1kWh:0.23	月額:- 1kWh:0.14~0.36
	水道料金 (業務用)	月額:9.55 1m <sup>3</sup> :2.25	月額:9.26 1m <sup>3</sup> :2.90	月額:2.15 1m <sup>3</sup> :4.07	月額:1.58 1m <sup>3</sup> :0.57	月額:- 1m <sup>3</sup> :1.90~	月額:4.17~79 1m <sup>3</sup> :1.91	月額:2.50 1m <sup>3</sup> :4.01~4.68	月額:24~2,811 1m <sup>3</sup> :2.18~1.42

(出所) ジェトロウェブサイト「国・地域別情報」

(注1) ポルトガル、アイルランド、ルクセンブルクは調査対象外。

(注2) ドイツの最低賃金は時間ベースで決められている。

# 4. 欧州諸国の主要経済指標(1/4)

Information Only

## (1) 概況(2016年)

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
名目GDP (億ドル)	34,792	26,292	24,665	18,507	12,326	7,775	4,666	2,046	6,690	3,044	600
人口 (千人)	82,492	65,648	64,605	60,666	46,399	17,030	11,311	10,325	8,327	4,699	576
1人当たりGDP (ドル)	42,177	40,050	38,178	30,507	26,565	45,658	41,248	19,821	80,346	64,782	104,095

## (2) 実質経済成長率(前年比)

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
											(%)
2012	0.7	1.3	0.2	▲ 2.8	▲ 2.9	▲ 1.1	0.1	▲ 4.0	1.0	0.0	▲ 0.4
2013	0.6	1.9	0.6	▲ 1.7	▲ 1.7	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.1	1.9	1.6	4.0
2014	1.9	3.1	0.9	0.1	1.4	1.4	1.6	0.9	2.5	8.3	5.6
2015	1.5	2.2	1.1	0.8	3.2	2.3	1.5	1.6	1.2	25.5	4.0
2016	1.9	1.8	1.2	0.9	3.2	2.2	1.2	1.4	1.4	5.1	4.2

## (3) 景気指標

【失業率】

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
											(%)
2012	5.4	8.0	9.8	10.7	24.8	5.8	7.6	15.5	2.9	14.7	6.1
2013	5.2	7.6	10.3	12.1	26.1	7.3	8.5	16.2	3.2	13.1	6.9
2014	5.0	6.2	10.3	12.6	24.4	7.4	8.6	13.9	3.0	11.3	7.1
2015	4.6	5.4	10.4	11.9	22.1	6.9	8.5	12.4	3.2	9.5	6.8
2016	4.2	4.9	10.0	11.7	19.6	5.9	7.9	11.1	3.3	7.9	6.4

【消費者物価上昇率】

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
											(%)
2012	2.1	2.8	2.2	3.3	2.4	2.8	2.6	2.8	▲ 0.7	1.9	2.9
2013	1.6	2.6	1.0	1.2	1.4	2.6	1.2	0.4	▲ 0.2	0.5	1.7
2014	0.8	1.5	0.6	0.2	▲ 0.1	0.3	0.5	▲ 0.2	▲ 0.0	0.3	0.7
2015	0.1	0.0	0.1	0.1	▲ 0.5	0.2	0.6	0.5	▲ 1.1	▲ 0.0	0.1
2016	0.4	0.7	0.3	▲ 0.1	▲ 0.2	0.1	1.8	0.6	▲ 0.4	▲ 0.2	0.0

(出所) CEIC

## 4. 欧州諸国の主要経済指標(2/4)

Information Only

### (4) 経常収支

(百万ドル)

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
2012	248,874	▲ 97,390	▲ 32,747	▲ 7,485	▲ 3,089	89,544	▲ 266	▲ 3,879	69,742	▲ 5,920	3,331
2013	251,840	▲ 119,591	▲ 24,551	20,461	20,711	85,496	▲ 1,656	3,571	78,962	5,120	3,435
2014	289,722	▲ 140,028	▲ 36,171	40,506	14,940	78,606	▲ 3,591	255	61,783	4,256	3,337
2015	288,461	▲ 122,673	▲ 10,685	26,335	16,340	65,222	2,012	246	77,294	31,739	2,978
2016	290,375	▲ 114,546	▲ 24,662	47,313	23,764	65,710	▲ 1,849	1,462	70,543	10,173	2,823

### (5) 貿易収支

#### 【輸出額】

(百万ドル)

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
2012	1,377,077	476,434	561,144	485,102	288,215	546,888	300,948	56,970	332,683	119,321	22,656
2013	1,434,695	472,513	582,377	503,486	312,771	567,644	312,731	61,757	373,418	116,091	24,443
2014	1,481,500	489,258	580,383	517,128	317,827	570,821	310,877	62,809	329,262	151,785	24,718
2015	1,307,835	441,158	510,600	450,308	277,270	488,278	253,403	54,447	303,245	222,110	17,811
2016	1,318,980	408,060	507,004	453,836	280,939	495,446	274,558	54,644	315,840	205,956	16,648

#### 【輸入額】

(百万ドル)

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
2012	1,119,653	648,145	630,781	463,660	325,844	455,419	313,373	68,888	292,491	63,628	24,628
2013	1,152,267	660,093	639,008	455,485	331,461	467,553	321,547	72,383	319,817	66,101	25,607
2014	1,178,618	691,727	636,857	454,602	347,327	470,013	317,899	75,369	273,921	94,034	25,276
2015	1,018,221	622,363	538,388	393,685	302,006	401,268	251,880	64,832	249,645	96,376	20,677
2016	1,021,616	590,976	536,668	387,680	300,164	402,861	273,355	64,869	266,310	92,089	20,406

#### 【純輸出】

(百万ドル)

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
2012	257,424	▲ 171,711	▲ 69,637	21,442	▲ 37,629	91,470	▲ 12,425	▲ 11,919	40,192	55,693	▲ 1,972
2013	282,427	▲ 187,580	▲ 56,631	48,000	▲ 18,690	100,091	▲ 8,816	▲ 10,626	53,600	49,990	▲ 1,165
2014	302,882	▲ 202,469	▲ 56,475	62,526	▲ 29,500	100,809	▲ 7,022	▲ 12,561	55,340	57,751	▲ 559
2015	289,614	▲ 181,205	▲ 27,788	56,624	▲ 24,736	87,010	1,523	▲ 10,385	53,600	125,734	▲ 2,867
2016	297,364	▲ 182,916	▲ 29,664	66,156	▲ 19,225	92,584	1,202	▲ 10,225	49,530	113,867	▲ 3,757

(出所) CEIC

## 4. 欧州諸国の主要経済指標(3/4)

Information Only

### (6) 直接投資受入れ

(百万ドル)

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
2012	65,464	46,751	32,950	35	24,915	239,755	6,683	21,977	39,943	40,962	555,281
2013	67,408	54,473	31,589	19,531	52,288	328,684	▲ 28,375	10,805	▲ 24,926	49,960	635,364
2014	16,721	58,890	5,810	17,028	34,890	117,585	▲ 23,931	13,113	21,003	86,766	178,553
2015	52,577	58,451	43,923	13,299	34,281	147,258	▲ 29,118	2,409	115,892	235,356	617,623
2016	52,474	265,811	35,408	18,352	32,117	185,753	37,013	9,214	60,477	79,163	15,949

### (7) 外貨準備高

【外貨準備高(年末)】

(百万ドル)

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
2012	67,422	100,559	54,231	50,499	35,523	22,050	18,600	2,196	475,659	1,386	871
2013	67,365	106,735	50,849	50,775	35,430	22,591	18,139	2,778	495,958	1,403	876
2014	62,266	112,458	49,547	47,689	39,494	19,307	16,626	4,869	505,463	1,517	777
2015	58,507	137,535	55,192	47,034	44,378	17,341	16,352	6,367	566,960	1,999	694
2016	59,582	123,500	56,125	44,803	52,666	13,342	15,103	10,899	640,594	3,368	891

【輸入月相当数】

(ヵ月)

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
2012	0.7	1.9	1.0	1.3	1.3	0.6	0.7	0.4	19.5	0.3	0.4
2013	0.7	1.9	1.0	1.3	1.3	0.6	0.7	0.5	18.6	0.3	0.4
2014	0.6	2.0	0.9	1.3	1.4	0.5	0.6	0.8	22.1	0.2	0.4
2015	0.7	2.7	1.2	1.4	1.8	0.5	0.8	1.2	27.3	0.2	0.4
2016	0.7	2.5	1.3	1.4	2.1	0.4	0.7	2.0	28.9	0.4	0.5

(出所) CEIC

## 4. 欧州諸国の主要経済指標(4/4)

Information Only

### (8) 対外債務残高

【対外債務残高(年末)】

(百万ドル)

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
2012	5,908,236	9,782,525	5,415,336	2,498,950	2,242,066	4,318,735	1,384,138	519,403	1,584,648	2,160,175	3,142,144
2013	5,769,680	9,089,036	5,585,337	2,602,243	2,236,980	4,459,791	1,308,043	526,065	1,603,335	2,051,017	3,539,484
2014	5,606,697	9,075,269	5,614,977	2,518,502	2,178,282	4,823,889	1,294,121	510,073	1,782,047	2,232,653	4,167,666
2015	4,899,484	8,276,838	5,024,351	2,266,192	1,992,384	4,215,706	1,149,732	436,911	1,741,803	2,420,700	3,957,567
2016	4,977,636	7,567,938	5,104,832	2,235,345	2,012,485	4,274,367	1,249,055	430,505	1,755,607	2,276,385	4,052,076

【対名目GDP比】

(%)

	ドイツ	英国	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	スイス	アイルランド	ルクセンブルク
2012	167	368	202	120	168	521	278	240	237	958	5,541
2013	154	334	199	122	164	514	251	233	233	858	5,725
2014	144	302	197	117	158	548	243	222	251	865	6,276
2015	145	289	206	124	167	556	253	219	256	834	6,814
2016	143	288	207	121	163	550	268	210	262	748	6,756

### (9) 対米ドル為替レート(年平均)

【ユーロ諸国：1ユーロ当たりドル、英国：1ポンド当たりドル、スイス：1ドル当たりスイスフラン】

	ドイツ	フランス	イタリア	スペイン	オランダ	ベルギー	ポルトガル	アイルランド	ルクセンブルク	スイス (スイスフラン)	英国 (ポンド)	
	(ユーロ)											
2012										1.286	0.938	1.585
2013										1.328	0.927	1.564
2014										1.329	0.916	1.647
2015										1.110	0.962	1.529
2016										1.107	0.985	1.356

(出所) CEIC

# (参考)各国の税制比較

Information Only

項目	ドイツ				英国			
法人税	実効税率: 23~33%。 営業税率は自治体により異なるため、以下の計算式で税率を算出。 法人税(15%) + 連帯付加税(0.825%) + 営業税(7~17%)。				実効税率: 19% (2017年4月~)。 2020年4月から17%に引き下げられる予定。			
源泉税 (注)	課税対象項目	配当金	利子	使用料	課税対象項目	配当金	利子	使用料
	租税条約非締結国の受取人に対する支払い	26.375%	0%	15.825%	租税条約非締結国の受取人に対する支払い	0%	20%	20%
	日本の受取人に対する支払い	0%・5%・15%	0%	0%	日本の受取人に対する支払い	0%	0%	0%
	EU圏の受取人に対する支払い	0%	0%	0%	EU圏の受取人に対する支払い	0%	0%	0%
資本参加 免税制度	受取配当95%益金不算入。 (持株比率10%以上の保有が要件)				受取配当100%益金不算入。			
過少資本 税制	過少資本税制は廃止され、損金算入制限の規定あり。 ①支払利子は受取利息相当額までは損金算入可能。 ②受取利息を超える支払利子(以下、純支払利子)が300万ユーロ未満の場合、支払利子は全額損金算入可能。 ③純支払利子が300万ユーロ以上の場合、EBITDAの30%相当額まで損金算入可能。 (③の場合でも、グループ条項またはエスケープ条項の要件が満たされた場合は、全額損金算入可能)。				英国においては過小資本税制は移転価格税制によって規定され、文書化が義務付けられている。 負債資本比率は存在しないが、独立企業間基準の適用を受ける(個別案件対応)。 HMRC(英国税務当局)との間で過小資本に対する事前合意制度(ACTA)あり(最長5年)。			
株式 譲渡益	株式譲渡益は非課税(但し、譲渡益の5%が譲渡に要した費用とみなされて損金不算入となるため、結果95%が非課税)。				事事業会社またはそのグループ会社(持株比率10%以上かつ1年以上の資本参加などの一定条件を満たす)による株式譲渡益は非課税。			

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017年版」、「Tax alert」、国税庁ウェブサイト他

(注)源泉税は企業間の支払い、かつ支払先がEU域外企業に適用される税率を記載。利子については、日本親会社からの貸付金に対する海外子会社から日本親会社への金利支払いに適用される税率を記載。「日本の受取人に対する支払い」については、「租税条約非締結国の受取人に対する支払い」の税率を勘案し、有利と想定される税率を記載。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。



項目	フランス				イタリア			
法人税	実効税率: 33.33%~34.43%。 法人税(33.33%) + 社会保障税(1.1%) (税額控除前法人税額が763千ユーロ超の企業に適用)、なお一定の条件を満たす中小企業の法人税については、15%の軽減税率が適用。  2020年までに法人税率を33.33%から段階的に28%に、2022年までに25%に引き下げる予定。				法人税(IRES) 24%。 州事業税(IRAP) 3.9% (特定業種には高税率の適用あり)。			
源泉税 (注)	課税対象項目	配当金	利子	使用料	課税対象項目	配当金	利子	使用料
	租税条約非締結国の受取人に対する支払い	30%	0%	33.33%	租税条約非締結国の受取人に対する支払い	26%	26%	30%
	日本の受取人に対する支払い	0%・5%・10%	0%	0%	日本の受取人に対する支払い	10・15%	10%	10%
	EU圏の受取人に対する支払い	0%	0%	0%	EU圏の受取人に対する支払い	0%	0%	0%
資本参加 免税制度	受取配当95%益金不算入。 (持株比率5%以上、2年以上の保有が要件)ただし、フランス連結納税グループに属している企業がEU域内より受け取る場合、99%益金不算入となる。				受取配当95%益金不算入。			
過少資本 税制	関連会社支払利息は金融機関の法人向け中期ローンの年平均利率か、同条件で借り入れた場合の利率のうちいずれか高い方まで原則として損金算入可能。 この内、次の①~③の一番大きな金額までが最終的に損金算入可能(超過部分が15万ユーロ以内の場合も同様)①関連者負債が資本金の1.5倍までに相当する利息部分、②調整後当期利益の25%、③関連者からの受取利息。				過小資本税制は廃止、過大支払利子税制に移行。 支払利息は、同じ事業年度に発生した受取利息額を上限に損金算入できるが、受取利息額を超過する純支払利子については、EBITDAの30%を限度として損金算入が可能。30%を超える超過利子額は、翌事業年度以降に繰り越して控除可能。			
株式 譲渡益	2年以上保有した関連会社からの譲渡益は譲渡費用相当額(譲渡益の12%)を除き非課税。				1年以上の資本参加など、一定の条件を満たす場合の株式売却益の95%は非課税。			

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017年版」他

(注)源泉税は企業間の支払い、かつ支払先がEU域外企業に適用される税率を記載。利子については、日本親会社からの貸付金に対する海外子会社から日本親会社への金利支払いに適用される税率を記載。「日本の受取人に対する支払い」については、「租税条約非締結国の受取人に対する支払い」の税率を勘案し、有利と想定される税率を記載。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

項目	スペイン				オランダ			
法人税	実効税率: 25%。 新規設立企業で初年度及び2年目に課税所得がある場合で一定の条件を満たす場合は15%。 業種による特別料率あり、一般金融機関は30%。				実効税率: 20~25%。課税所得により異なる。 (20万ユーロ未満部分: 20%、20万ユーロ以上部分: 25%) 現行の法人税率25%から2019年に24%、2020年に22.5%、2021年以降は21%まで引き下げ。 20万ユーロ未満の部分については、2019年に軽減税率19%、2020年に17.5%、2021年以降は16%まで引き下げの予定。			
源泉税 (注)	課税対象項目	配当金	利子	使用料	課税対象項目	配当金	利子	使用料
	租税条約非締結国の受取人に対する支払い	19%	19%	24%	租税条約非締結国の受取人に対する支払い	15% (2020年廃止予定)	0%	0%
	日本の受取人に対する支払い	10・15%	10%	10%	日本の受取人に対する支払い	0%・5%・10%	0%	0%
	EU圏の受取人に対する支払い	0%	0%	0%	EU圏の受取人に対する支払い	0%	0%	0%
資本参加 免税制度	受取配当100%益金不算入(但し、持株比率5%以上かつ1年以上の保有が要件)。				持分比率5%以上等、一定要件を満たす投資先から得られる所得(現金配当、現物配当、株式譲渡益など)については免税			
過少資本 税制	過小資本税制は廃止。 2012年より一部グループ会社間株式購入、出資をする為のグループ会社間金融費用の控除に制限。 EBITDAの30%超過分の純支払利息については損金算入されず無期限に繰り越し。				過少資本税制は2013年1月1日より廃止されたが、負債利子の損金算入には一部制限あり。			
株式 譲渡益	非居住者のキャピタルゲインは19%の源泉課税 持株比率5%以上かつ1年以上の保有等、資本参加免税制度の参加条件を満たす場合は非課税。				持株比率5%以上等、資本参加免税制度の条件を満たす場合は非課税。 条件を満たさない場合には、通常の所得と同様に課税。			

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017年版」他

(注)源泉税は企業間の支払い、かつ支払先がEU域外企業に適用される税率を記載。利子については、日本親会社からの貸付金に対する海外子会社から日本親会社への金利支払いに適用される税率を記載。「日本の受取人に対する支払い」については、「租税条約非締結国の受取人に対する支払い」の税率を勘案し、有利と想定される税率を記載。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

項目	ベルギー				ポルトガル			
法人税	実効税率: 33.99% (法人税率33%と当該法人税への付加税3%( $33\% \times 3\% = 0.99\%$ )の合計)。 課税所得が32万2,500ユーロ以下の場合には、軽減税率24.25%~34.5%が適用される。 実効税率は2018年に29.58%(大企業)、20.4%(中小企業)、2020年に25%(大企業)、20%(中小企業)となる見込み。				法人税(21%) + 地方税(1.5%) + 州税(3/5/7%) なお、中小企業については、課税所得1万5,000ユーロ以下の部分について、法人税軽減税率17%が適用される。			
源泉税 (注)	課税対象項目	配当金	利子	使用料	課税対象項目	配当金	利子	使用料
	租税条約非締結国の受取人に対する支払い	27%	27%	27%	租税条約非締結国の受取人に対する支払い	25%	25%	25%
	日本の受取人に対する支払い	5・15%	10%	10%	日本の受取人に対する支払い	5%・10%	10%	5%
	EU圏の受取人に対する支払い	0%	0%	0%	EU圏の受取人に対する支払い	0%	0%	0%
資本参加 免税制度	受取配当95%益金不算入(持株比率10%以上または投資額が一定以上、かつ1年以上の保有等が要件)。				受取配当100%益金不算入(持株比率10%以上、1年以上保有、配当支払法人が法人税の課税対象となっていることが要件)。			
過少資本 税制	以下の場合を除いて過少資本税制の適用はない。 ● 特定の直接株主、個人または役員、管理職、会社の管財人からのローンで負債資本比率が1:1を超える場合。 ● 税法が規定する金利より会社の借入金利が有利な場合、または金利に対して課税されない企業グループからの借入で、負債資本比率が5:1を超える場合(例外あり)。				過少資本税制はない。支払利息の損金算入限度額は百万ユーロまたはEBITDAの30%のどちらか大きい金額。超過分は損金算入されず次の5年間に繰り越しが認められる。			
株式 譲渡益	持株比率10%以上かつ1年以上の保有等、資本参加免税制度の条件を満たす場合は非課税。				株式を12ヵ月以上保有しその他の一定の要件を満たす場合、譲渡益は非課税の適用あり。非居住法人による株式譲渡益には原則25%課税。			

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017年版」、「Tax alert」他

(注) 源泉税は企業間の支払い、かつ支払先がEU域外企業に適用される税率を記載。利子については、日本親会社からの貸付金に対する海外子会社から日本親会社への金利支払いに適用される税率を記載。「日本の受取人に対する支払い」については、「租税条約非締結国の受取人に対する支払い」の税率を勘案し、有利と想定される税率を記載。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいようお願い致します。

項目	スイス				アイルランド			
法人税	実効税率: 12~24% 連邦税は8.5%(実効税率7.8%)で、地方税(Cantonal/communal tax)は所在地により異なる。				実効税率: 12.5~25%。 営業所得の場合は12.5%、営業所得以外の場合は25%。 2018年12月31日までに営業を開始した新規設立の会社で法人税額が年間4万ユーロ未満の会社の場合、3年間、法人税及びキャピタルゲイン税は免除。			
源泉税 (注)	課税対象項目	配当金	利子	使用料	課税対象項目	配当金	利子	使用料
	租税条約非締結国の受取人に対する支払い	35%	0%	0%	租税条約非締結国の受取人に対する支払い	20%	20%	20%
	日本の受取人に対する支払い	0・10%	0%	0%	日本の受取人に対する支払い	0%	10%	0・10%
資本参加 免税制度	受取配当は通常所得として課税されるが、税額控除として連邦税から一定の算式により計算した金額が控除される(持株比率10%以上もしくは投資金額100万スイスフランが要件)。				外国企業(EU加盟国やOECDの条約批准国: 大半が該当)かつ取引所得から発生する場合は受取配当12.5%課税。その他の場合の配当金には25%課税。			
過少資本 税制	税務当局の規定により、一定以上の自己資本比率を保つことが求められる。税制上の自己資本比率は負債限度額を基に算出される。負債限度額は保有する資産の種類や規模により異なる。				過少資本税制はない。但し、75%以上の株式を非居住者が保有している子会社への利子の支払いは、利益の分配とみなされて控除不可。			
株式 譲渡益	持株比率10%以上かつ1年以上の保有等、資本参加免税制度の条件を満たす場合は非課税。				持株比率5%以上かつ1年以上の保有等、資本参加免税制度の条件を満たす場合は非課税。			

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017年版」他

(注)源泉税は企業間の支払い、かつ支払先がEU域外企業に適用される税率を記載。利子については、日本親会社からの貸付金に対する海外子会社から日本親会社への金利支払いに適用される税率を記載。「日本の受取人に対する支払い」については、「租税条約非締結国の受取人に対する支払い」の税率を勘案し、有利と想定される税率を記載。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

項目	ルクセンブルク			
法人税	実効税率：23.08%～27.08%（ルクセンブルク市の場合） 以下の計算式で税率を算出。 法人税（15%～19%）+雇用基金拠出金（1.33%）+地方営業税（ルクセンブルク市の場合6.75%）。			
源泉税 （注1）	課税対象項目	配当金	利子	使用料
	租税条約非締結国の受取人に対する支払い	15%	0%	0%
	日本の受取人に対する支払い	0.5・15%	0%	0%
	EU圏の受取人に対する支払い	0%	0%	0%
資本参加 免税制度	受取人がルクセンブルクで課税されている、等の条件を満たす場合は免税。			
過少資本 税制	過少資本税制はない。 但し、実務的には負債資本倍率が85:15を超過する場合、超過部分は資本とみなされ、この超過部分に対応する利子は配当金とみなされ、損金不算入かつ源泉税の対象とされる可能性がある。			
株式 譲渡益	最低保有条件（10%以上の株式取得、または600万ユーロ以上の取得価格）を12カ月以上満たす、等の条件を満たす場合は非課税。			

（出所）EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017年版」他

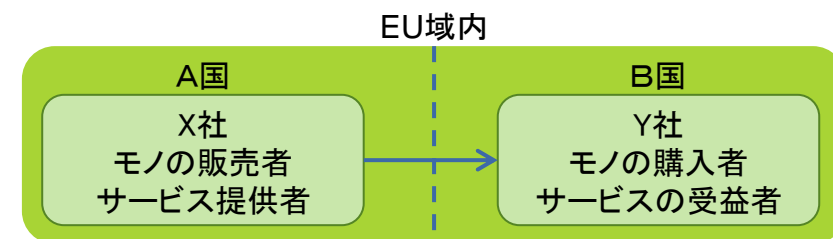
（注1）源泉税は企業間の支払い、かつ支払先がEU域外企業に適用される税率を記載。利子については、日本親会社からの貸付金に対する海外子会社から日本親会社への金利支払いに適用される税率を記載。「日本の受取人に対する支払い」については、「租税条約非締結国の受取人に対する支払い」の税率を勘案し、有利と想定される税率を記載。

## EU域内における付加価値税の取扱い

### 基本原則

- EU域内を跨る規定として、「付加価値税システム指令」が発行。税制の決定権限はEU加盟各国が有しており、税率は国によって差が生じている（標準税率は最低15%）。
- 納税義務者は「事業者」。モノ・サービスの売上時に、事業者が代金に上乗せして請求し、定期的に申告・納付を行う。
- 最終負担者は「最終消費者」。「前段階税控除システム」により、在欧日系企業の支店・現地法人を含む「事業者」は、付加価値税の還付を受けることができる。
- 課税地については以下の通り。
  - ✓ モノ : 原則物品の供給地（以下例ではB国）で課税
  - ✓ サービス : 原則受益者の所在国（以下例ではB国）で課税

### モノ・サービスのEU域内クロスボーダー取引（事業者間）

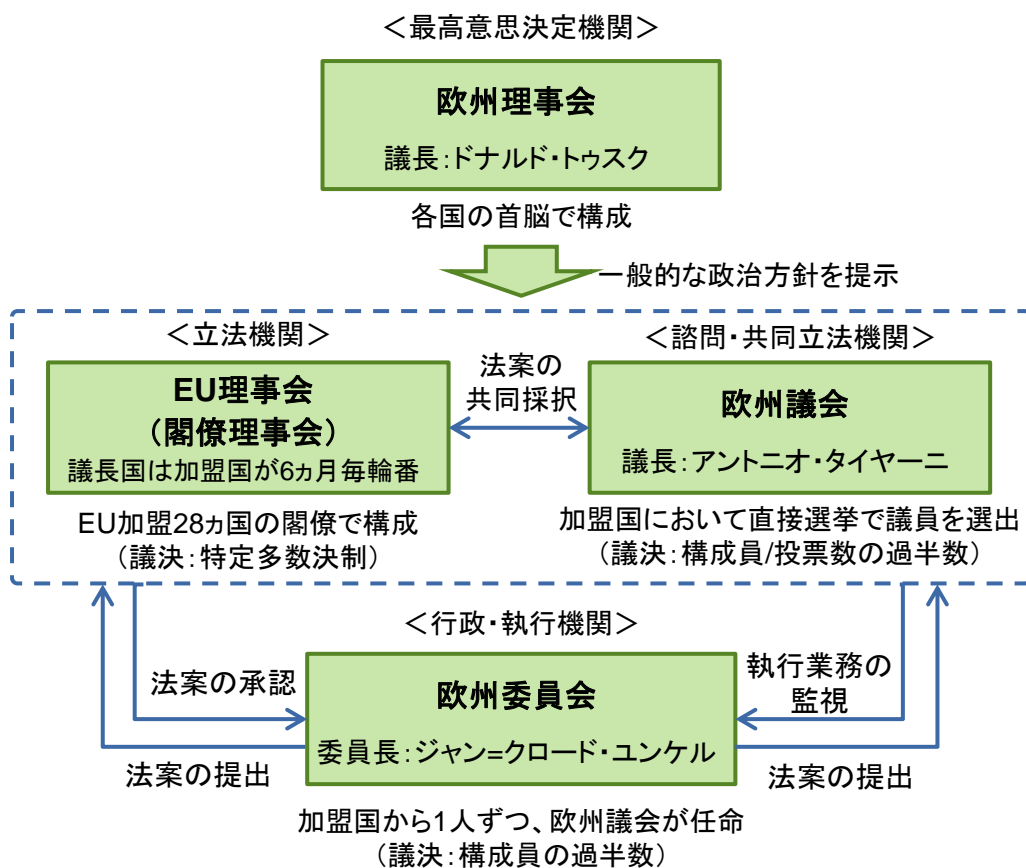


### <リバース・チャージ制度>

- X社はY社のVAT-ID番号を入手し、「EU域内取引報告」で申告。納税義務を購入者に転化。
- Y社は「EU域内取得VAT（加算）」「前段階税（減算）」を両建てで申告。キャッシュアウトは発生しない。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

## EUの組織・構成



### 【法案の共同採択】

元々、立法権限はEU加盟国でつくるEU理事会のみが持ち、EU議会の機能は諮問のみであった。1979年に欧州議会議員の直接選挙が始まってから欧州議会は立法権限を求め続け、リスボン条約(2007年)に至る一連の基本条約の改正の課程で共同立法権の拡大を大部分の政策領域で獲得した。

現在、ほとんどの場合、三読会制と呼ばれる複雑な立法手続きが踏まれており、従来に比べて時間や負担が大きいのという批判もある。

## 歴史

- 1950年 フランスのロベール・シューマン外相が欧州石炭鉄鋼 共同体 (ECSC) を提唱
- 1958年 ローマ条約発効。欧州共同体 (EEC)、および欧州原子力共同体 (EURATOM) 設立
- 1967年 ECSC、EEC、EURATOMの主要機関が統合され、欧州共同体 (EC) へ
- 1968年 関税同盟完成。対外共通関税設定
- 1973年 デンマーク、アイルランド、英国加盟
- 1979年 欧州議会議員の直接選挙開始
- 1981年 ギリシャ加盟
- 1986年 スペイン、ポルトガル加盟
- 1993年 単一市場始動  
マーストリヒト条約発効により欧州連合 (EU) 創設
- 1993年 オーストリア、フィンランド、スウェーデン加盟
- 1999年 ユーロ導入 (流通は2002年～)
- 2004年 東欧10カ国加盟
- 2007年 ブルガリア、ルーマニア加盟
- 2013年 クロアチア加盟
- 2016年 英国が国民投票でEU離脱を選択
- 2017年 英国がEU離脱を正式通告

(出所) 駐日EU代表部公式ウェブマガジンを基に日本総合研究所作成

## EUとその他の国・地域のFTA(注1)

発効済	<ul style="list-style-type: none"> <li>● EFTA(スイスとは別途締結)(注2)</li> <li>● スイス</li> <li>● チリ</li> <li>● 南アフリカ</li> <li>● モロッコ</li> <li>● ジョージア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メキシコ</li> <li>● 韓国</li> <li>● コロンビア</li> <li>● ペルー</li> <li>● SICA(注3)</li> <li>● モルドバ</li> <li>● カナダ(暫定適用)</li> </ul>
	その他欧州、地中海諸国等と貿易に関する協定が存在	
合意	<ul style="list-style-type: none"> <li>● シンガポール</li> <li>● ベトナム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本</li> </ul>
交渉中	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ASEAN</li> <li>● CAN(うち、コロンビア、ペルーとは発効済、エクアドルとは合意済)(注4)</li> <li>● GCC(注5)</li> <li>● 米国</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マレーシア</li> <li>● タイ</li> <li>● インド</li> <li>● メルコスール(注6)</li> <li>● フィリピン</li> <li>● アルメニア</li> </ul>

- (注1) 上記FTAの他、アフリカ・カリブ海・太平洋諸国との間に貿易協定を含む経済パートナーシップ協定があり、一部の国とは暫定的に発効。  
 (注2) EFTA=スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン。  
 (注3) SICA=中米統合機構(グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ、ドミニカ共和国)。ベリーズ、ドミニカ共和国はEUとのFTA対象外。  
 (注4) CAN=アンデス共同体(ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)。  
 (注5) GCC=湾岸協力会議(サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール、オマーン、バーレーン)。  
 (注6) メルコスール=南米南部共同体(ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラ)。

## <日EU経済連携協定(EPA)>

### 経済連携協定(EPA)とは

特定の国・地域同士での貿易や投資を促進するため、関税の撤廃・削減のほか、サービス業に係る規制緩和・撤廃や投資環境の整備、ビジネス環境整備の協議等について約束するもの。

### 日EU・EPA交渉の経緯

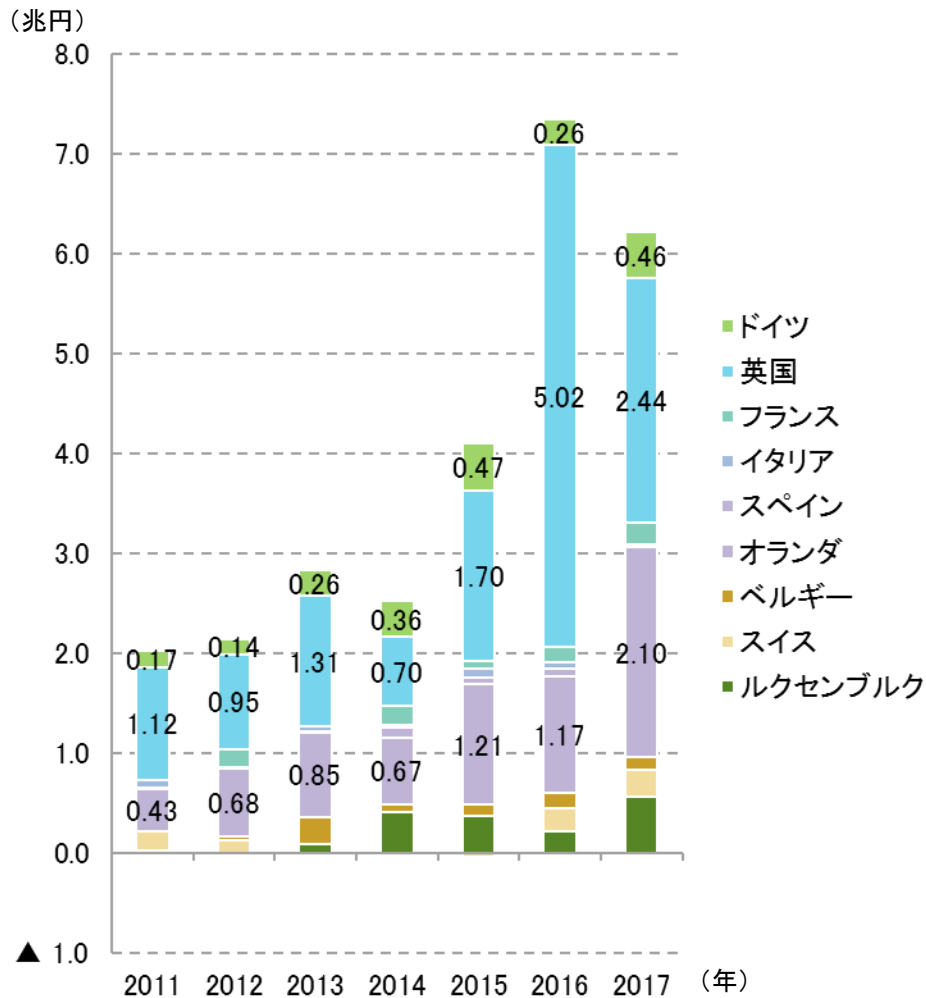
- 平成25年3月交渉開始、平成29年7月大枠合意、同12月交渉妥結。
- EUは、現ユンケル政権の任期が満了する2019年秋までの協定発効を目指すとしている。

### 妥結内容

	EU市場へのアクセス	日本市場へのアクセス
農水産品	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ほぼ全ての品目で関税撤廃。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関税撤廃率は約82%。</li> <li>● 米:関税削減・撤廃等から除外。</li> <li>● ソフト系チーズ:関税割当て、16年目に無税。</li> <li>● 豚肉・牛肉:長期の関税削減期間とセーフガード確保。</li> </ul>
工業製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 品目数・輸出額で100%の関税撤廃。</li> <li>● 発効時点で無税割合が38.5%から81.7%に。</li> <li>● 乗用車(現行10%)は8年目に撤廃、自動車部品は輸出額ベース92.1%の即時撤廃。</li> <li>● 一般機械は輸出額ベース86.6%、化学工業製品は88.4%、電気機器は91.2%の即時撤廃。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関税撤廃率は100%。</li> <li>● 発効時点で無税割合が77.3%から96.2%に。</li> <li>● 化学工業製品、繊維・繊維製品等は即時撤廃。皮革・履物(現行30%)は11年目または16年目に撤廃。</li> </ul>

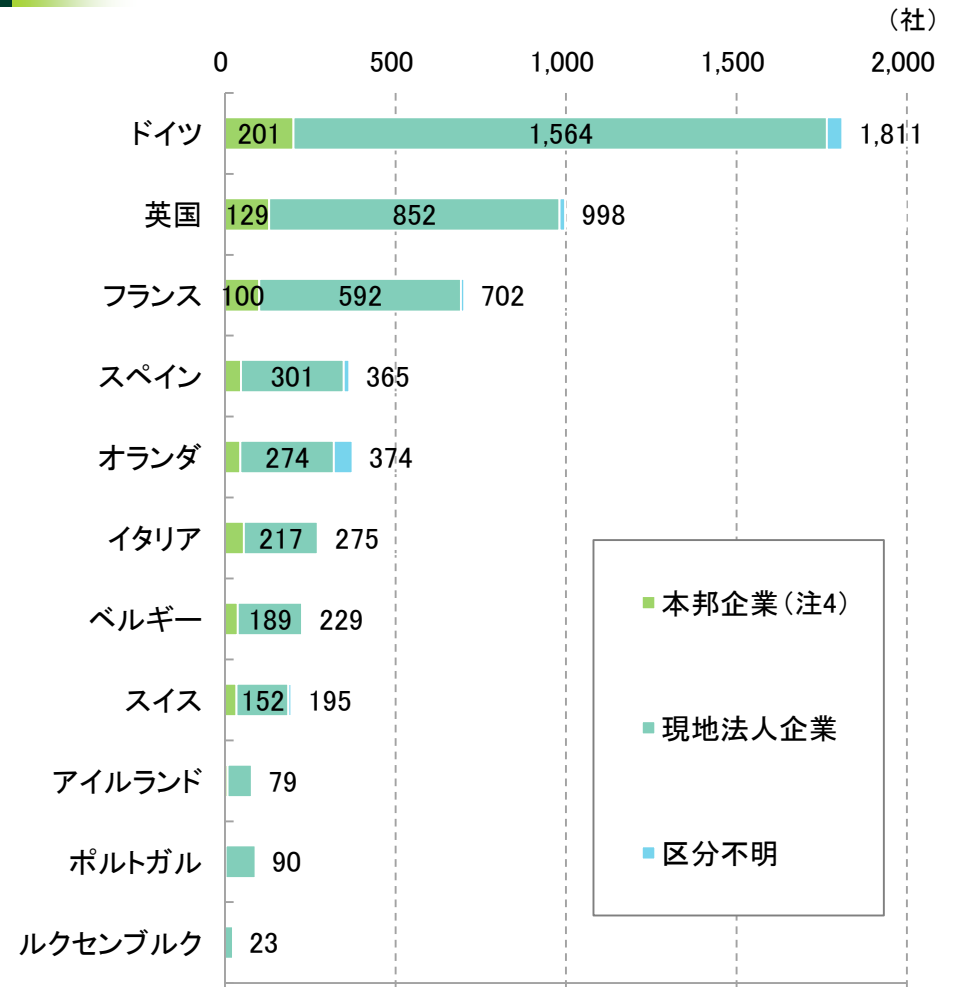
(出所)外務省「自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)」・「日EU経済連携協定(EPA)に関するファクトシート」、JETROウェブページ「世界のビジネスニュース(通商弘報)」を基に作成

## 日本から欧州への直接投資推移(注1)



(出所) 財務省「国際収支状況」  
 (注1) ポルトガル、アイルランドを除く。  
 (注2) マイナス値は投資先国からの投資引き揚げを示す。  
 (注3) 2014年より国際収支マニュアル第6版準拠。

## 欧州の日系企業数(2016年)



(出所) 外務省「海外在留邦人数調査統計」平成28年10月1日現在  
 (注4) 本邦企業とは現地法人化されていない日本企業のこと、支店、駐在員事務所、出張所などを指す。



- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

---

本資料についてのご照会は、  
お取引店までお問い合わせください。

---